

入間市博物館条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第2条第1項に規定する</u>博物館を設置する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第13条 法第23条第1項の規定により、博物館に入間市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第18条の規定に基づき、</u>博物館を設置する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第13条 法第20条第1項の規定により、博物館に入間市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>